

外来・在宅ベースアップ評価料の評価の設定方法について（案）

- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）について、令和6年度と同様に医療機関ごとの必要点数の中央値として、設定してはどうか。
- 外来・在宅ベースアップ評価料（II）については、一部医療機関のみで算定されており、追加で賃上げ措置が必要な医療機関のみを評価対象にする観点から、現在の体系を継続してはどうか。

外来・在宅ベースアップ評価料（I）の点数設定について

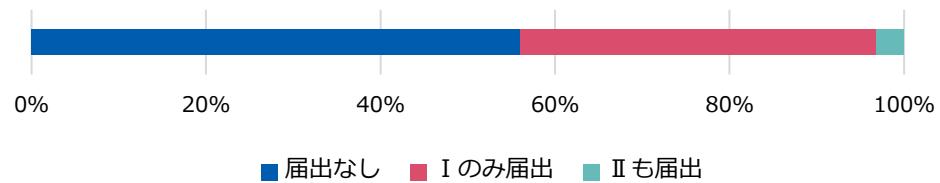
- ・届出率は4割程度である。
- ・簡素な体系を維持しつつ、医療機関が必要な賃上げ原資を得られる点数設定が求められている。
- ・点数の設定については、令和6年度と同様に、医療機関ごとの必要点数の中央値としてはどうか。

外来・在宅ベースアップ評価料（II）のあり方について

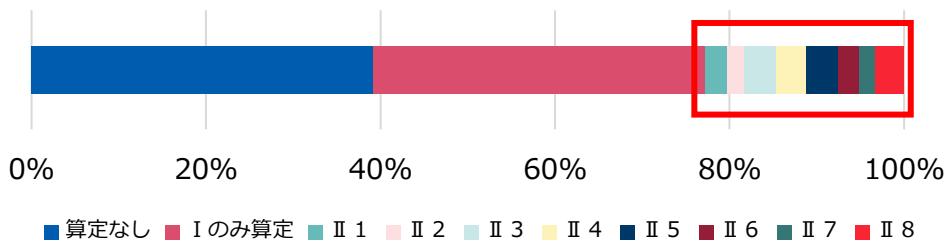
- ・診療所における届出率は3%程度であり、特定の診療科・診療行為に偏って算定されている。
- ・B U評価料Ⅱの算定割合が高いと考えられる人工腎臓においてさえ、算定されている区分にはばらつきがある。

- ・追加の賃上げ原資が必要な医療機関のみが、必要な区分を算定する現在の体系を、継続してはどうか。

診療所（医科）におけるB U評価料届出状況



例) 人工腎臓（慢性維持透析1）（4時間以上5時間未満）と併算定されている外来・在宅BU評価料区分



出典：上段：保険局医療課調べ（保険医療機関等管理システムより集計）
下段：NDBデータ（令和7年5月診療分）

※ 歯科・訪問看護についても同様の対応を想定。